

平成八年六月十八日提出
質問第三三三号

国民健康保険被保険者証における被保険者名の記載に関する質問主意書

提出者 草川昭三

国民健康保険被保険者証における被保険者名の記載に関する質問主意書

国民健康保険の被保険者証は、国民健康保険法施行規則により様式が定められており、一頁目の(一)には、「有効期限」、「記号」、「番号」、「保険者の名称」等のほか「世帯主(組合員)」の「住所」、「氏名」等を記載する。そのため世帯主が国民健康保険の被保険者でない場合でも「世帯主(組合員)」の欄に世帯主の氏名が記載されることになり、このような場合、「この世帯主は被保険者資格なく受診できない」といった注意書きが添えられている。具体例をあげれば、一定の収入がある妻は、夫とは別に国民健康保険に加入するが、被保険者証の一頁目には被保険者でない世帯主である夫の氏名が記載されている。妻が自分の収入から保険料を納め、資格を得ているのに極めて不自然である。これまで当局が様々な理由から、世帯単位で資格管理、保険料賦課徴収を行ってきたことは承知しているが、経済的にも、社会的にも独立した女性が多くなってきている中で、世帯主の名前がその一頁目に記載された被保険者証を使用させるようなことは、政府が推進する男女共同参画型の社会の実現に逆行するのではないか。

よって、様式の見直しを求める立場から以下の質問をする。

- 一 世帯主が国民健康保険の被保険者でない場合の被保険者証の取扱いについて疑問視する声があることを

承知しているか。

二 世帯主を記載する現在の被保険者証の様式を変更する考えはないか。

右質問する。